

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第63号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条環境政策部の款環境指導課の項第1号中「、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を削り、「事務」の右に「並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律による事務（引取業及びフロン類回収業に関するものに限る。）」を加える。

第11条事業部の款廃棄物指導課の項第6号中「よる」の右に「事務（）」を加え、「の許可、届出、指導及び監督」を「に関するものに限る。」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)